

議案 2 自家用有償旅客運送の更新登録について

1 自家用有償旅客運送の更新登録について

道路運送法第79条に基づき国土交通大臣の行う登録を受けて、市町村運営有償運送を行っている以下の地域バス路線の登録の有効期間が、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となっている。

各地域バスは地域内を移動する際の交通手段として定着しており、今後も引き続き当該地域バスの運行を行うため、更新登録の申請を行いたい。

(対象路線)

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程	備 考
1	美山 連絡所	大宮	楽しく楽く亭	65	美山地域乗合バス 羽生宇坂ルート
2	皿谷	獺ヶ口、啓明小学校、 みやまこども園	梶谷	14.2	美山地域バス 芦見ルート
3	河内	啓明小学校、みやまこ ども園、伊自良温泉	品ヶ瀬南	24.7	美山地域バス 味見ルート
4	八ッ俣	鮎川、長尾	ゲンキー なつめ店	28.8	海岸地域バス 海岸広域ルート
5	八ッ俣	浜北山、蒲生	越廼中学校	9.2	海岸地域バス 越廼地区ルート

2 各地域バスの概要と利用状況

資料4-1のとおり

(参考：道路運送法抜粋)

第七十九条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第七十九条の六

第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

(参考：道路運送法施行規則)

第五十一条の三

(略)

四 市町村運営有償運送を行おうとするものにあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類

第五十一条の十

法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

(略)

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

美山地域バスについて

1 運行の経過

平成 17 年 4 月	美山地域バス（羽生・宇坂ルート）の運行開始
平成 20 年 7 月	第 2 回活性化会議で美山地域、海岸地域、清水地域における公共交通の現状について協議
平成 20 年 9 月	第 3 回活性化会議で各地域住民との協議状況について経過報告
平成 20 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂ルート）</u>
平成 20 年 12 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行計画案を承認（道路運送法 79 条に基づく運行）
平成 21 年 4 月	美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行開始
平成 21 年 7 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所新設について協議（リズムの森、ごっつおさん亭）
平成 23 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂、芦見、味見ルート）</u>
平成 25 年 1 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス芦見ルート、味見ルートの停留所新設及びそれに伴う運行経路の変更について協議（小和清水、蔵作、小宇坂、小宇坂島）
平成 25 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所新設及びそれに伴う路線の延長について協議（梶谷）
平成 26 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス味見ルートのルート上への停留所新設を報告（東河原）
平成 26 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂、芦見、味見ルート）</u>
平成 27 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域乗合バス羽生坂ルートのルート上への停留所新設を報告（品ヶ瀬、小和清水、大久保、奈良瀬）
平成 27 年 12 月	第 3 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所の設置箇所を若干移動（西中） 第 4 回活性化会議で美山地域乗合バス羽生宇坂ルートのダイヤ変更及びルート上における停留所の新設について協議（品ヶ瀬、小和清水、大久保、奈良瀬）
平成 29 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂、芦見、味見ルート）</u>
令和 2 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂、芦見、味見ルート）</u>
令和 3 年 2 月	第 2 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所廃止及び経路の変更について協議（ごっつおさん亭）
令和 3 年 3 月	書面で美山地域バス芦見ルートの停留所新設（朝谷町）及び味見ルートのダイヤの変更について協議

令和3年6月	第1回活性化会議で美山地域バス芦見ルート及び味見ルートの停留所名変更を報告（美山連絡所）
令和4年6月	第1回活性化会議で美山地域乗合バス羽生字坂ルートの停留所名変更を報告（ルポの森）
令和4年8月	第2回活性化会議で美山地域バス芦見ルート及び味見ルートの停留所名変更を報告（みやまこども園）
令和5年10月	自家用有償旅客運送の更新登録（羽生・宇坂、芦見、味見ルート）（予定）

2 運行計画の概要

(1) 路線・系統

羽生・宇坂ルート：美山連絡所～大宮～楽しく楽しく亭

芦見ルート：皿谷～獺ヶ口、啓明小、みやまこども園～椋谷

味見ルート：河内～啓明小、みやまこども園、伊自良温泉～品ヶ瀬南

(2) 運行の態様

系統名	運行数/日	運行曜日	運行車両の定員	備考
羽生・宇坂ルート	4便（2往復）	火～土曜日	14人	
芦見ルート	8便（4往復）	毎日	10人	スクール輸送あり
味見ルート	9便（4.5往復）	毎日	29人	スクール輸送あり

(3) 運賃

各ルートとも1乗車100円

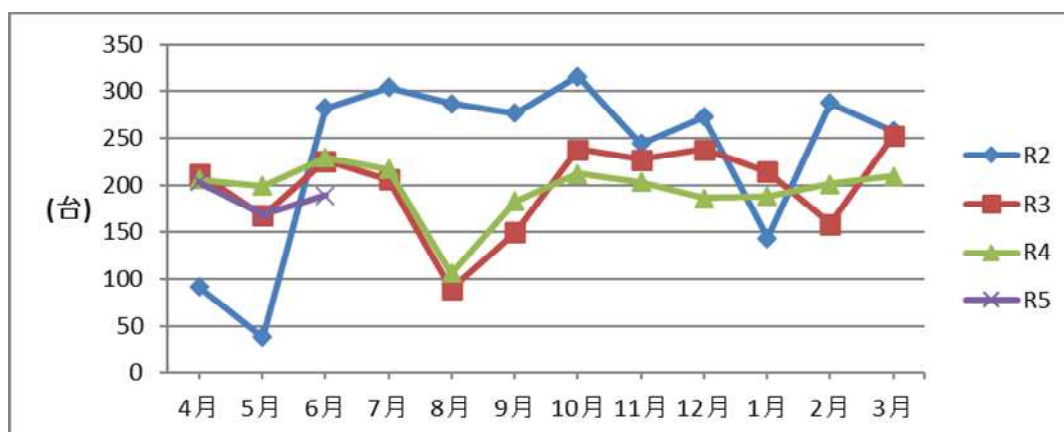
ただし、芦見ルート・味見ルートを通学のために利用する場合は無料

3 利用状況

美山地域乗合バス（羽生字坂ルート）

（人）

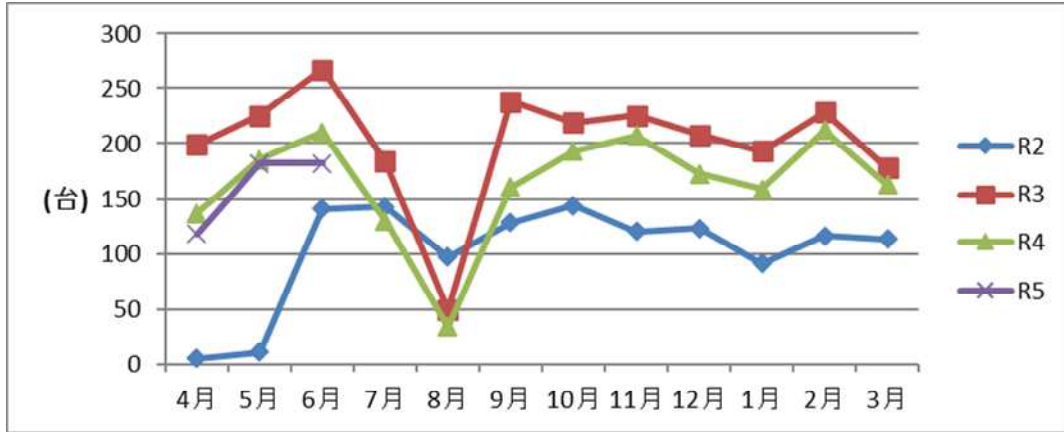
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	91	38	282	304	287	277	316	244	273	144	288	258	2,802
R3	212	168	226	206	89	150	238	227	238	214	159	252	2,379
R4	206	199	229	217	106	183	212	203	186	188	201	209	2,339
R5	203	169	189	156	-	-	-	-	-	-	-	-	717



美山地域バス（芦見ルート）

(人)

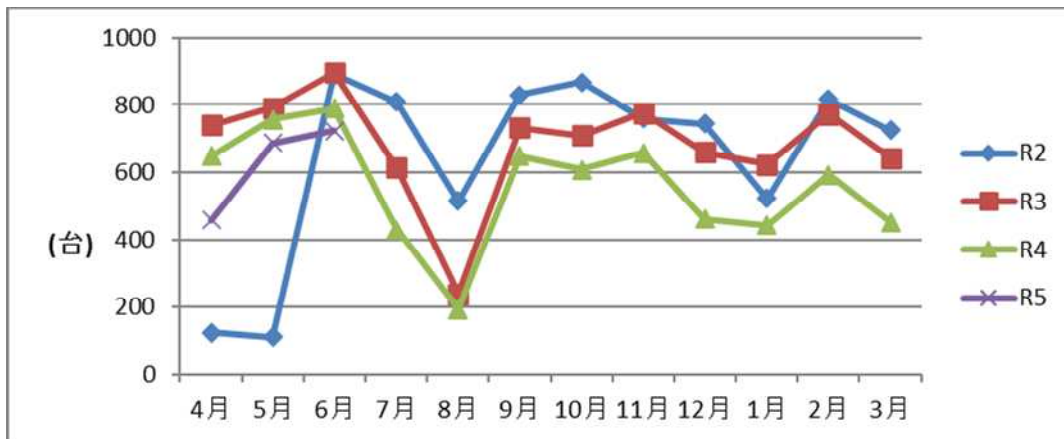
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	5	11	141	143	97	128	144	120	123	91	116	113	1,232
R3	199	225	267	184	49	238	219	225	208	193	228	178	2,413
R4	137	186	210	130	34	161	193	207	173	159	212	163	1,965
R5	118	182	182	100	-	-	-	-	-	-	-	-	582



美山地域バス（味見ルート）

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	125	113	890	808	515	830	868	759	743	522	815	725	7,713
R3	739	792	896	614	240	732	709	775	660	623	773	643	8,196
R4	648	756	790	429	193	649	609	658	462	443	593	453	6,683
R5	459	686	722	433	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300



海岸地域バスについて

1 運行の経過

平成 20 年 7 月	第 2 回活性化会議で美山地域、海岸地域、清水地域における公共交通の現状について協議
平成 20 年 9 月	第 3 回活性化会議で各地域住民との協議状況について経過報告
平成 20 年 12 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行計画案を承認（道路運送法 79 条に基づく運行）
平成 21 年 4 月	美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行開始
平成 21 年 7 月	第 1 回活性化会議で路線の延長及び停留所の新設を行う
平成 23 年 1 月	第 2 回活性化会議で海岸地域バス越廼地区ルート of のダイヤ修正を協議
平成 23 年 2 月	第 3 回活性化会議で海岸地域バス広域ルート of の停留所新設やパーク&バスライド駐車場の整備について協議
平成 23 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u> 書面で海岸地域バス越廼ルート of の停留所新設及びそれに伴う運行経路の変更について協議
平成 25 年 1 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルート of のダイヤ変更、停留所新設及びそれに伴う路線延長について協議（悠和園）
平成 26 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
平成 28 年 1 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルート of の運行計画変更について協議
平成 29 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 2 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 4 年 2 月	書面で海岸地域バス広域ルート of の運行路線延長に伴う停留所の新設及びダイヤの変更について協議（ゲンキーなつめ店）
令和 5 年 2 月	第 3 回活性化会議で海岸地域バス広域ルート of の運行経路変更に伴う停留所の新設及びダイヤの変更について協議
令和 5 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録(予定)</u>

2 運行計画の概要

(1) 路線・系統

海岸広域ルート：八ツ俣～鮎川、長尾～ゲンキーなつめ店

越廼地区ルート：八ツ俣～浜北山、蒲生～越廼中学校

(2) 運行の態様

系統名	運行数/日	運行曜日	運行車両の定員	備考
海岸広域ルート	8 便（4 往復）	毎日	26 人	火・土は 10 便 （5 往復）
越廼地区ルート	6 便（3 往復）	月曜～金曜	45 人	スクール輸送あり

(3) 運賃

各ルートとも1乗車100円

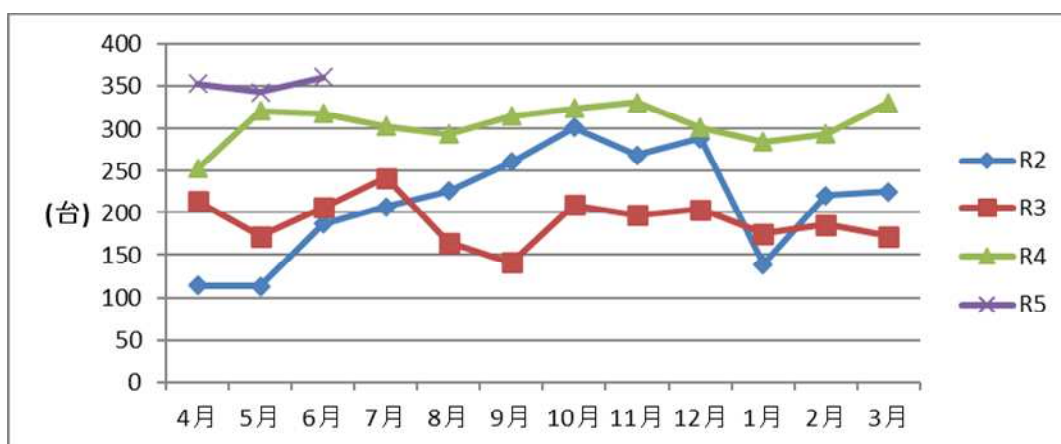
ただし、越廼地区ルートを通学のために利用する場合は無料

3 利用状況

海岸地域バス（広域ルート）

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	114	113	187	207	226	261	302	269	289	139	221	225	2,553
R3	214	172	206	242	165	141	209	197	204	175	186	172	2,283
R4	253	321	318	303	294	315	324	331	302	285	294	331	3,671
R5	353	343	361	270	-	-	-	-	-	-	-	-	1,327



海岸地域バス（越廼ルート）

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	53	64	332	340	224	320	329	468	488	328	473	418	3,837
R3	184	209	249	209	62	246	235	400	342	335	448	422	3,341
R4	355	277	321	239	76	344	243	419	367	363	421	341	3,766
R5	231	282	310	180	-	-	-	-	-	-	-	-	1,003

